

「日本放送協会の『オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務』の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象

「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請に対する総務省の考え方

(2) 意見募集期間

平成 24 年 5 月 3 日(木)～平成 24 年 6 月 1 日(金)

(3) 意見提出者

法人等： 6 件

一般社団法人日本民間放送連盟、日本テレビ放送網株式会社、一般社団法人日本新聞協会、
TBSテレビ株式会社、ヤフー株式会社、読賣テレビ放送株式会社

個人： 25 件

2. 提出された意見

番号	提出者	該当箇所	提出された意見
1	個人	—	消費税の逆進性から意見があります。NHKは税金から運営できませんか。通信事業の拡充からどこでも受信できる体制を整えるのに税金を使うべきかと思います。ワンセグよりも地デジで移動体受信出来る体制を整える事が重要かと思います。視聴者が増えますし、海外から参加したいテレビ局も居られるかと思います。地デジを世界に開放しては如何でしょうか。今の千チャンネルが足りないなら拡充すべきかと思います。宜しくお願い致します。

2	個人	—	<p>本件業務は、放送及びその受信の進歩発達に「特に必要な」業務とまでは、認められず、認可すべきでないと思います。</p> <p>確かに、本件業務は、視聴者の要望に応えるものであるかもしれませんが、だからといって競技の生中継をインターネットで配信するだけでは、「放送及びその受信の進歩発達」には、関係ありません。</p> <p>このため、本件業務は、放送等の試験を兼ねることを申請理由としています。しかし、放送等の試験を行いたいのであれば、法第20条第1項第3号の業務として行えば足り、第8号の業務として行うことが「特に必要」であるとは、いえないと思います。</p> <p>その上、生放送が行われない競技であっても、録画放送を利用した民間放送業者のニュース番組や新聞等の報道等は、行われると思われます。このため、本件業務は、これらの報道等を不当に圧迫するおそれがあると思います。</p> <p>更に、民間放送事業者が生放送を行わなくても、そのほかの事業者が競技の生中継をインターネット配信する事業を行う可能性もあり得ます。このため、本件業務は、このような事業の発展を阻害するおそれが大きいと思います。したがって、少なくとも、本件業務の対象を「放送」計画に含まれないものとするだけでは不十分であり、インターネット配信の予定にも含まれないものとするべきだと思います。</p> <p>よって、上記のとおり、本件業務は、「特に必要な」業務とはいえず、認可すべきでないと思います。</p>
3	個人	—	<p>NHKによるロンドンオリンピック一部競技のインターネット中継に賛成します。</p> <p>2011年3月の震災時、ニコニコ動画を通じてNHKがニュース等報道番組をインターネット中継していましたが、非常に役に立ちました。普段PCの前にいることが多くTVの前に行く回数が少なくなっている方も多くなっていると思われます。オリンピックだけでなく普段の放送、ライブラリーの公開も含め受信料を組み立てていかれますようNHKに期待します。オリンピックはそのきっかけになればと思います。</p>
4	個人	—	<p>一般に対して提供するというのは、受信料を支払っているものとそうでないものとの間に多大な不公平を生む可能性がある。受信料をきちんと支払っている視聴者に対するサービスの一環として、正規の受信者としての認証を経て視聴可能とするべきであり、そのための実証試験を含むべきである。</p> <p>また、インターネットを通して提供するにあたって、受信装置がパソコンであれ、スマートフ</p>

			オンであれ、視聴可能なプラットフォームを特定のOSに制限してはならない。少なくとも市場において10%程度のシェアを持つプラットフォームには対応すべきである。
5	個人	—	<p>インターネットの情報は、電波ではありません。これを電波法で扱うのは無理です。</p> <p>そもそも国民の受信料で行っている事業にもかかわらず、インターネットは世界中に繋がっていますので、受信料を払っていない人に行われるサービスなので、絶対に行ってはいけないサービスです。NHKがどうしてもインターネットで放送を行うということであれば、電波事業の停止が前提です。つまり、NHK廃止が前提です。これからは、一民間企業として、自分でお金を稼いで、まともな民間企業となって、行っていっていくべきです。</p> <p>そもそも、NHKが必要とされる時代は、とっくに終わっています。最近では無料の民放の番組のほうが、はるかに優秀です。国民の間では、低レベルで、ほとんど見てもいないNHKに高い受信料を払わされている不満が、くすぶっています。無料の民放放送で十分ですし、最近ではNHKが民放のまねをした番組が横行しているというのが現実です。</p> <p>これを機会に、NHKを廃止し、国民負担を減らすべきではないでしょうか。国税を一切使わなくても、景気対策にも、貢献できます。</p>
6	個人	—	<p>NHKって韓国韓国うるさいのですが。特にMUSIC JAPANという歌番組とか、公式雑誌のステラに韓国人が多すぎます。ひょっとしてNHK職員って在日韓国人、もしくは帰化人だらけなのではないでしょうか？</p> <p>また、ニュース番組では必ず不自然な形で韓国を入れます。例えば5月2日には「韓国で交通事故が発生。2人死亡」とか、今日は「韓国のカラオケ店で火災。客が死亡」とか。去年は「韓国で白菜が不作。キムチづくりに影響が」とかいう意味不明なニュースもありました。</p> <p>そして、K-POPアイドルや韓国ドラマの宣伝を行います。例えば（2012年1月13日『あさいち』という番組でチャンゴンソク主演の「きみはペット」を「いち押し」のドラマとして紹介し、揚句には「是非観て下さいね」と紹介する有様。ちなみに「きみはペット」はロケットエンターテインメントの制作ですが、広告費的な物でも貰っているのでしょうか？NHKは。</p> <p>いずれにしてもおかしすぎます。国鉄、日本電電で行った通り、NHKは一回解体してください。もはや韓国の放送局になっているのですから。</p>
7	個人	—	チューナー搭載パソコンはともかくインターネットにつながってるパソコンまで放送受信機能があると判断されなければ賛成ですが受信料徴収の足がかりとするのなら大反対です。

8	個人	—	<p>そもそもNHK設立時に無線放送により全国にあまねく放送を行き渡らせる使命のため、独自の送信設備を設置して業務を運営するから受信料を独占的に享受しているのではないか。NHKのインターネット放送は本末転倒であり、これを既成事実としてインターネットに同時放送し、インターネットにつながるコンピュータに対して受信料を発生させる布石とするのは本末転倒であり、絶対に認められるものではない。また民間放送業務を圧迫する。</p> <p>放送法の放送の定義が無線から電気通信に変更されたが、インターネット同時放送を行いコンピュータに受信料を発生させるものではない。コンピュータは、そもそも放送の受信を目的としない受信設備であることが明らかであり、NHKのインターネット同時放送は受信契約を伴わないことを総務省が明示すべきである。</p> <p>スクランブル技術によりNHKと契約した世帯のみがNHKの放送を受信できるようにすれば不公平や問題を解決できると思われる。しかしグレーのままインターネット同時放送は許可すべきではない。</p> <p>NHKは無線放送によりあまねく放送を行き渡らせるのであり、NHKのインターネット同時放送は不必要である。</p>
9	個人	—	<p>NHKがインターネットに進出すること自体に反対です。</p> <p>NHKがインターネットに放送を流して「NHKと契約させられて受信料を請求される」流れになっては嫌過ぎますので。NHKがBSや地デジで「スクランブルを導入」して、NHKを利用する家庭にのみ受信料を請求するというなら話は判るのですが、それをせずに「NHKみられる設備があるならNHK見なくても金払え！」などとのたまっている現状では・・・インターネットに放送を流す事によってネット利用者からも受信料を巻き上げるための布石にしか見えませんので。</p>
10	個人	—	<p>どうせなら一部ではなく実験的に全部をインターネットストリーミング放送してみたらどうか。私の場合は現時点で既に、地デジを地上波では受信出来なくなっていることもあり、視聴をインターネット経由で出来れば幸いと考える。</p>
11	個人	—	<p>まず、NHKが従来の放送波だけでなく、インターネットを通じて番組を配信することは、現行の放送法の規定上、認められないことであり、法令遵守の観点からも大きな問題がある。</p> <p>しかしながら、グローバルなメディア環境の変化や国民へのインターネットの普及度を鑑みれば、「ロンドン五輪」という世界的な関心事の生中継を、NHKがインターネットを通じても視聴できるようにすることは、一般国民の利益に反するものではない。</p>

			<p>ただ、今回の事例をきっかけに、今後もNHKがなし崩し的にインターネットによる番組の配信実績を作り、それに乗じて近い将来、インターネットに接続できる環境にあるというだけで、TV受像機を所有していない世帯や事業所に対してまで、NHKとの契約義務を課すことを可能とするような制度変更を行う可能性があるなら、話は全く別である。</p> <p>仮に、今回の「ロンドン五輪のネット配信」が、インターネットユーザーを現行の放送法64条が規定する「協会の放送が受信可能な受信設備を設置した者」と同様にみなして、NHK受信料の一律課金対象に含めることを正当化するための「既成事実化」の手段として使われるのであれば、それは国民に対する重大な背信行為である。</p> <p>したがって、「ネット接続者への一律的な受信料課金」が、未来永劫行われぬという確約がなされない限りは、放送法の規定に違反する疑いが極めて強い、NHKの「オリンピックの生中継映像をインターネットを通じて配信する事業」を総務省が認可することは許されないことだと考える。</p>
12	個人	—	NHKがやる意味はない。国内全域へ同じ情報を遅れるほどネット経由のラインはできあがっているモノではなく、まだまだ成長途上だ。
13	個人	—	今回の件もそうですが、政府機関の関係する動画、画像、音楽などの立ち位置は、現代のインターネットおよびソーシャルメディアとはかけ離れていると考えております。その差を縮めるべく、有料・無料関係なく、今回のような試みは進んで実行されるべき案件だと考えます。是非、この案件の実現をお願いいたします。
14	個人	—	本件はNHKによる「放送法」の勝手な拡大解釈と言わざるを得ないので、断固反対します。 理由：現在の「放送法」には、NHKのインターネット事業に対する明確な規定がなく、「オリンピック中継だから」「無料だから」と、インターネット事業を拡大する事は、際限のない「放送法」の拡大解釈につながり、また、その道を開く事になります。「事業の既成事実化を根拠に、その先の法整備をする」では、順序が逆です。新規事業を拡大するなら、まず将来の展望を含めて「法整備」を先にするのが、筋と言えます。そのために、監督官庁の「総務省」があるのです。後追いで、NHKを追認するだけなら「総務省」の意味はありません。
15	個人	—	ネット回線の受信料請求の布石にオリンピックまで利用するとは、東電と同様に性根を叩き直す必要ありです。民放と変わらないnhkなど必要ありませんし他にやるべき事があるはずです。
16	個人	—	賛成。
17	個人	—	(意見11と同意見)

18	個人	—	(意見11と同意見)
19	個人	—	<p>日本放送協会の「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」は放送法第20条第2項第8号に定める、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」には全く該当しない。</p> <p>また、本業務について、協会は「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請したとのことであるが、上記のとおり、「協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行う」というのは、協会の全くの詭弁であり、絶対に認められない。本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると全く認められない。協会の目的は、将来インターネットにも不当な受信料の課金を目指す、意図が伺えるものであり、日本放送協会の設立の目的からも大きく逸脱するものである。このような不当な試みを断固として禁止するとともに、鹿児島で発生したNHK委託職員によるBS契約書偽造事件にみられるNHKの受信料徴収至上主義を改めさせることが最も国民の為に重要な政策と思う。そのために、地上波、衛星波全てのNHK放送にスクランブルを掛け、受信契約は視聴者自らが申し込む形態に改め、NHK委託職員による勧誘を全廃して、BS契約書偽造を阻止するとともに、NHK委託職員による勧誘に掛かる経費を削減して、受信料値下げの原資とすべきである。</p>
20	個人	—	<p>基本的には、反対です。現在の受信料について、ワンセグ携帯を含む受像機を設置している場合は視聴していなくても支払い対象となる事から、今回の施策はパソコンを所有している場合も受信料の支払い対象と拡大する為の物と思えてなりません。ご存知の通り、地デジ化対応テレビはユニークな番号を持つカードにより映像視聴の可否が操作可能です。ガス水道等と同様に受信料未払いであれば電波を止めるという方式に変更しなかった事が殊更疑いを深めます。</p> <p>そもそも、NHKはテレビ放送創成期におけるリーダー的存在でしたが、その主な目的は既に達成されているばかりか、外国資本等の参入により人心を惑わす悪しき存在と成り果てています。NHKは取り潰すなり分割民営化するなりが適当だと思いますので実施かたよろしく願います。</p> <p>なお、オリンピックには間に合わない事とされますので、(1)映像ファイルをダウンロード可能とすること。(2)その映像ファイルをYouTube等への自由なアップロードを可能とすること。(3)海外からの視聴及びダウンロードも可能とすること。を暫定措置として要望致します。</p>
21	個人	—	<p>現行の放送法の限り認めるべきでない。</p> <p>何故ならば、NHKは放送法を拡大解釈し、NHKの放送を受信可能な設備を有すれば受信契約をし</p>

			なければならぬと主張しているからである。そのような主張をする事業者がインターネットに放送を流せば、インターネットに繋がる設備を有すれば受信契約をしなければならぬと主張するに違いない。現在、インターネットはNHKと全く関係無く成立しているのであり、インターネットのユーザに受信契約の義務が発生するとNHKが主張するとすれば著しく公正を損なうと言わざるを得ない。
22	個人	—	国際大会に出場する日本人選手の姿をより多くの日本国民に伝えるためにも、ぜひインターネット中継を行なって欲しいです。世界で戦う日本人選手の姿をインターネットを通してみたいです。
23	個人	—	<p>これまでの教育分野におけるストリーム系コンテンツのP2P配信でNHKは実績を作ってきている。近い将来に我が国でも実現しなければならぬ我が国において、本格的なテレビ放送のインターネット同時再送信においてネットワーク負荷を下げる取り組みを、公共放送機関が率先して行うことには大きな意義がある。民間放送を先導・率先するNHKでなければならぬ。</p> <p>一方、P2Pには様々な手法があり、既にグローバルな市場に投入されており、NHKは自社開発の方式に拘泥するべきではない。安定的でセキュリティが高く、グローバル性を持った、経済的な方式の採用に向けて、複数の方式での実験・評価を行うべきである。</p> <p>コスト負担の大きなCDN(Content Delivery Network)に依存することなく、あるいは、共存する形で、よりコスト負担の小さい安価なP2P方式を検討することが、コスト削減とグローバルな競争力の獲得に貢献するものと考えられる。さらに、複数のP2P方式を使いこなす手法を検討することは、今後の大規模災害の際にインターネットでの災害報道の同時再送信に必ず役立つことであり、特定のCDNに頼らない多様性と冗長性をもったネットワーク運用体制の確立に積極的に取り組むべきである。</p>
24	一般社団法人日本民間放送連盟	全般	<p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> NHKがインターネット業務に用いるコンテンツは「既放送番組等」(放送法第20条第2項第2号)に限定されており、NHKは原則として未放送(放送と同時を含む)の番組・コンテンツをインターネット業務で配信することはできません。NHKの業務は放送法で規定されており、受信料財源で運営されていることから、いわゆる「附帯業務」(放送法第20条第2項第5号)や「特認業務」(同第20条第2項第8号)の範囲や解釈を安易に拡大することは慎むべきものと考えます。その意味において、今回の認可申請に関し、意見募集が行われたことは適切であると考えます。

		<p>3 現時点における総務省の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHKと民放事業者は連携し、自らの放送等を通じてオリンピック大会を国民・視聴者に広く届け伝えるために注力しています。NHKは、放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることから、言うまでもなくNHKの必須業務である地上放送、BS放送でオリンピック放送を行うことが優先されるべきと考えます。 ・ NHKが認可申請したロンドン大会におけるライブストリーミング業務（以下、本業務）は、放送番組のインターネット同時配信（以下、ネット同時配信）とはまったく性格が異なるサービスです。NHKのネット同時配信構想の詳細は明らかではありませんが、民放連は「受信料支払いにおける公平感の確保」「受信料制度など現行の放送制度との整合」などの観点から、同構想に対し強い懸念を表明してきたところです。本業務が実施されるとしても、そのことはNHKがネット同時配信を実施する根拠にはなり得ないと考えます。 <p>（２）本業務の認可申請に対する総務省の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「（１）基本的な考え方」を前提としたうえで、今回の申請内容は「オリンピック放送の補完」が目的で、かつ、あくまで今回のロンドン大会の放送および期間内に限定した特別な取り組みであることから、「通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討等に資するもの」との理由は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」（放送法第20条第2項第8号）の趣旨に合致するものと考えます。したがって、『協会が本業務を実施することは、適当である』『放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務』であると認められる』とする「総務省の考え方」の結論は妥当であると考えます。 ・ 本業務を認可する場合には、①あくまでロンドン大会の放送およびその期間内に限定したものであること、②本業務の対象はNHKおよび民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目であることを認可証等に明記し、申請内容どおりの実施を担保するよう要望します。あわせて、受信料財源により実施される「新たな放送サービスの技術的検討等」の結果および本業務に要した支出の詳細をNHKがホームページ等で公表することを要望します。
25	個人	3 (1) 基本的な考え方	<p>「放送だけでは全ての競技種目の映像を提供することは困難な状況」とのことですが、現時点の協会および民放各局の地上放送およびBS放送による放送計画はマルチチャンネル放送等も活用した、稠密なものとなっているでしょう。</p> <p>協会が実施しようとしているインターネット配信の形式が不明でありどのような機器で視聴できるのか分かりかねますが、インターネットを通じた映像配信は、少なくとも現時点では国民が保有するすべてのテレビが視聴に対応しているわけではなく地上放送およびBS放送に比べて視</p>

		<p>3 (2) 放送法上の整理</p>	<p>聴できない国民も多くなります。</p> <p>また、予約録画等の手段が提供されておらず、タイムシフト視聴することも困難です。</p> <p>協会のインターネット配信を認可する前に、協会および民放各局に対し、マルチチャンネル放送等を利用し可能な限り地上放送およびBS放送を通じて中継するよう、いま一度放送計画の見直しを促すことが必要と考えます。ましてや協会がインターネット配信することや実験結果の収集を理由として地上放送やBS放送の機会が減ることがあってはなりません。</p> <p>望ましくはすべての中継映像を地上放送およびBS放送で提供しつつ、その一部を同時にインターネット配信でも提供し技術的検討を実施することではないでしょうか。</p> <p>協会がインターネット配信を実施すること自体には賛同しますが、協会および民放各局の地上放送およびBS放送で稠密な放送計画が履行されることが条件です。</p> <p>協会によるインターネット配信が制度として放送法に背くものでない点は同意します。</p> <p>しかしながら協会に独占的かつ積極的なインターネット配信を許諾する根拠とはならないものと理解します。追加の費用を要する業務である限り、金額の多少にかかわらず、抑制的に実施されるべきと考えます。</p> <p>ニコニコ動画、Ustream等、既にインターネットを通じた生中継を日常的に実施している事業者もあり、協会によるインターネット配信は、たとえ実験的なものであってもそれらの事業者と公平に実施されるべきではないでしょうか。</p> <p>協会にインターネット配信を認可するに際しては、国内のオリンピック放送を共同制作するジャパンコンソーシアムに対し、協会および民放各局以外のインターネット配信専門の事業者に対してもオリンピック映像の提供を開放するよう促す必要があると考えます。</p>
26	日本テレビ放送網株式会社	<p>1 経緯等</p> <p>2 申請内容(2) 業務を行うことを必要とする理由</p> <p>2 申請内容(3) 業務の実施計画の概要</p> <p>3 現時点における総務省の考</p>	<p>本業務は放送法20条2項8号の特認業務にあたるものであり、今回認可申請があったことは当然である。前回バンクーバー五輪のときのように無認可のままこのような業務が行われる事が間違ってもないよう、今後も厳に注意されたい。</p> <p>本業務は通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討に資するものということで必要とされている。ただし、本業務が受信料財源で運営されている以上、その実施状況についての検証・評価は刊行物のみならずホームページを含め積極的に公表されていくことを強く要望する。</p> <p>言うまでもなく、NHKは放送局であり、地上テレビ放送二波、BSテレビ放送二波という多くの電波を持っている。従って、これら電波媒体を最大限活用するのが本筋であって、安易にインターネット媒体での配信を行うべきではない。加えて配信期間や配信媒体も最小限とすべきであ</p>

		<p>え方</p> <p>3 現時点における総務省の考え方</p> <p>2 申請内容（5）業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法</p> <p>3 現時点における総務省の考え方</p>	<p>る。また、本業務によって、NHK及びそのグループ会社が広告収入や有料課金収入、番組販売収入などを上げることは間違っても行われてはならない。さらに、民放において生中継されない競技であっても、録画中継などが行われる競技については、NHKがライブストリーミング配信を行うことは原則反対である。これらはNHKの肥大化及び民業の圧迫を防ぎ、二元体制を維持するために必要である。</p> <p>本業務は、放送番組の同時配信と全く異なるサービスであり、あくまで実験的な要素を含む特認業務である。よって、本業務をもって同時配信の前例としてはならない。認可証等には、本業務と同時配信とは全く別の議論であることを明記して頂きたい。</p> <p>本業務にかかわる5000万円の費用を著しく多額ではない、とするかは見方により異なるが、いずれにせよ受信料を財源としているものであり、見込みだけでなくその結果及びその明細も公表することを要望する。</p>
27	個人	<p>さらに、本業務の実施に係る費用については、インターネットによる配信に関して、コンテンツに係る追加的な費用は発生しないものであり、ネットワークの調達等に係る費用についても、5,000万円と見込まれているように、著しく多額とは認められない。</p>	<p>協会の予算から考えれば5000万円という費用は著しく多額ではないのかも知れないが、それらのお金が裁判まで起こして集められたお金だということを考えれば著しく多額である。</p> <p>費用が新たに必要なのであれば、競技ごとにどれだけのニーズがあるのか、またどれだけの視聴率がとれるのかを市場調査してから必要な資金は有料放送（インターネットによる配信）として回収することを考えるべきである。</p>
28	一般社団法人日本新聞協会	<p>－</p>	<p>日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した標記考え方に対して、下記の意見を述べる。</p> <p>かねて指摘してきたとおり、テレビ設置世帯から徴収した受信料で成立する公共放送・NHKが行う業務は、放送に限定されるべきである。インターネット事業は放送の補完にとどめるべきで、その無制限の拡大はメディアの多様性、多元性、地域性と、ひいては民主主義の根幹である言論・報道の多様性を損ないかねないとする。</p> <p>今回、NHKがバンクーバー五輪に引き続きロンドン五輪で行うインターネットでの生中継映像</p>

			<p>提供は、メディア開発委員会が懸念してきたNHKによるインターネットでの同時同報送信とは別のライブストリーミングである。また、あくまで同五輪の放送計画に含まれない一部の競技種目を対象に、期間中約2週間限定で行うものであることから、今回の総務省の考え方には反対しない。</p> <p>ただし、今回の業務を放送法20条2項8号の「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として総務省が認めるのであれば、業務実施後にアクセス数や費用、効果等について検証・評価を行い、詳細な報告を視聴者・国民に対して公表すべきである。</p> <p>また、NHKが今後、他のインターネットサービスを実施しようとするものがあっても、それが「特に必要な業務」として、安易に認められることがないように求める。</p>
29	株式会社TBSテレビ	3. 現時点における総務省の考え方	<p>NHKが受信料に拠って獲得したコンテンツは本来放送法第15条に定められているとおり、地上放送、BS放送等の基幹放送での活用を最優先とするべきである。また、NHKのインターネット配信についても放送法第20条第2項第2号に定められた「既存放送番組等」限定されており、それを逸脱することがあってはならない。しかし、今回のロンドンオリンピック中継映像の提供に関しては、民間放送およびNHKの生中継の放送計画に含まれない一部の競技を限定された期間内で非営利且つ無料サービスとして行なうものである。したがって、放送法第20条第2項第8号「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」としての申請についてはあくまで特例的措置と見て取れることから、今回総務省が「適当」とする見解は妥当なものといえる。ただし、受信料財源で行なう「通信技術を利用した新たなサービスの技術的検討および実証のための実験」を目的としていることから、それに係る費用および実験結果を踏まえたデータ等の詳細を開示するよう求める。</p>
30	ヤフー株式会社	3 現時点における総務省の考え方 (1) 基本的な考え方 本業務は、オリンピックロンドン大会の開催期間中の約2週間の期間限定のものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、協会が本業務を実施することは、適当であると考えられ	<p>「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請に対する総務省の考え方」において提示されている総務省の基本的な考え方に賛成します。26競技・302種目の競技種目の全てを放送だけで国民に届けることは困難ですので、インターネットを活用して配信し、安価なコストで国民の情報ニーズに応えることは肝要なことであると考えます。</p> <p>さらに、より多くの視聴者の目にとまるよう、NHKに限らずより多くの民間事業者がインターネットを活用してオリンピックの競技映像を配信できるようにするための仕組み作りを検討していく必要があると考えます。情報通信技術の発達により、インターネットを通じてテレビ放送と比べても遜色のない画質で映像を配信することが可能となっております。多くの国民がオリ</p>

		る。	ピックの競技映像に接触できるようになることは、競技者や関係者のモチベーションの向上や競技水準の向上にも繋がります。配信することができる事業者を増やすことによって、放映権の一事業者にかかる負担を軽減することも期待できます。
3 1	読賣テレビ放送株式会社	2 申請内容 及び 3 現時点における総務省の考え方	<p>◆ NHKが受信料を財源に制作、購入した番組（コンテンツ）をインターネットで同時配信することは、放送法に規定されたNHKの本来の役割を逸脱し、受信料制度とも大きく整合性を欠くものです。</p> <p>また、NHKの肥大化と民業圧迫も招くことから、NHKのインターネット同時配信には、これまで繰り返し懸念を表明し、反対してきたところです。</p> <p>◆ 翻って、今回のNHKの申請内容は、国内で放送しない競技種目のみに限定して、ストリーミング方式により国内に限定して提供するとされており、上述のインターネット同時配信とは異なるものです。</p> <p>◆ 従って、オリンピックが国民の関心が非常に高いイベントであり、競技の視聴機会をより多く提供すべきという理由等も考慮され、特例として認可される場合でも、あくまで今回限りとし、インターネット同時配信の前例とならないよう、その旨を明記すべきと考えます。</p> <p>◆ また、番組（コンテンツ）の提供はまず、NHKが多数保有する地上波とBS波を使って、放送で行うことを最大限に優先させるべきであり、オリンピック期間中を通して毎日20種目程度という今回の計画内容を精査し、認可に際しては、必要最低限に絞り込むことが必要と考えます。</p> <p>◆ 更に、特例として認可する場合でも、今回のインターネットによる提供に係わる業務は、番組アーカイブ業務と規定し、経理区分としては受信料勘定ではなく、番組アーカイブ勘定とすべきと考えます。</p> <p>今回、番組（コンテンツ）調達が放送とインターネット利用と一体で行われ、それぞれの区分が困難であるとしても、少なくともインターネットでの提供に要する5000万円の支出は番組アーカイブ業務の勘定とすべきと考えます。</p>